

○久喜市市内循環バス有料広告掲示取扱要綱

平成22年3月23日

告示第180号

改正 平成29年3月24日告示第132号

平成29年9月6日告示第430号

令和元年9月30日告示第224号

令和3年3月31日告示第173号

(趣旨)

第1条 この告示は、久喜市市内循環バス（以下「循環バス」という。）に有料で広告を掲示することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告)

第2条 この告示で対象となる広告は、次に掲げるものとする。

- (1) 車内額面広告 循環バスの車内上部の掲示枠に掲示するもの
- (2) 車外後部広告 循環バスの車体後面の市長が指定する場所に掲示するもの

2 広告を掲示することができる循環バスは、2号車から4号車までの3台とし、予備車は含まれない。

(広告基準)

第3条 掲示する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの
- (3) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (4) 選挙関係のもの
- (5) 社会問題についての主義主張（意見広告）
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(8) その他広告として適当でないとし市長が認めるもの  
(広告の寸法及び材質等)

第4条 広告の寸法及び材質は、次のとおりとする。

(1) 車内額面広告 縦364ミリメートル及び横257ミリメートルの紙  
(同等品を含む。)に印刷又は描画をしたものとする。

(2) 車外後部広告 縦300ミリメートル及び横1,350ミリメートル  
の再剥離可能なラッピングフィルム等に広告用デザインを施したものとする。

2 車内額面広告の掲示の位置及び可能な掲示枚数は、市長がその都度定める。  
(広告の掲示期間等)

第5条 広告の掲示は月を単位とし、その掲示期間は6月を限度とする。ただし、  
1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げるものとする。

2 広告の掲示は、年度で完結する。  
(広告の掲示の申込み)

第6条 広告の掲示を希望する者(以下「申込者」という。)は、市内循環バス  
広告掲示申込書(様式第1号)に広告の見本又は原稿を添えて、広告の掲示開  
始希望日の3週間前までに市長に提出するものとする。

(広告の掲示の可否)

第7条 市長は、前条に規定する申込書が提出されたときは、第3条の規定に基  
づき広告の掲示の可否を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告が適切であると認められる申込者が掲示でき  
る広告件数を超えたときは、掲示する広告を抽選により決定するものとする。

3 前2項の規定に基づき、広告の可否を決定したときは、市内循環バス広告掲  
示決定通知書(様式第2号)又は市内循環バス広告不掲示決定通知書(様式第  
3号)により、申込者に通知するものとする。

(広告の掲示料金)

第8条 広告の掲示料金(以下「掲示料金」という。)は、次のとおりとする。

広告の種類	単位	掲示料金
車内額面広告	月 2, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円×月数×掲示枚数×車両数
車外後部広告	月 7, 0 0 0 円	7, 0 0 0 円×月数×車両数

2 前条第3項の規定に基づき広告の掲示決定を受けた者（以下「掲示者」という。）は、市長が指定する期日までに掲示料金を一括前納しなければならない。この場合において、掲示料金の納入に関し必要となる費用は、掲示者が負担する。

3 納入された掲示料金及びその納入に関し負担した費用は、還付しない。ただし、掲示者の責めに帰せられない理由により広告が掲示できないときの掲示料金については、この限りでない。

（広告の原本の提出）

第9条 掲示者は、広告の原本に掲示料金を納入したことを証する書類を添えて、掲示の開始予定日の3日前（その期間中に久喜市の休日を定める条例（平成22年久喜市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日がある場合は、その市の休日を除く。以下同じ。）までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する広告の原本を掲示した後に生じた広告の原本に関する損害については、市及び市が委託する循環バス運行業務の事業者はその責任を負わない。ただし、前条第3項ただし書に規定する掲示料金の還付については、この限りでない。

（広告の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲示を取り消すことができる。

- （1） 掲示料金を、指定する期日までに納入しなかったとき。
- （2） 掲示の開始予定日の3日前までに広告の原本等を提出しなかったとき。
- （3） 提出された広告の原本が、申込みの内容と著しく異なっていたとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、掲示者の責めに帰すべき理由があると市

長が認めるとき。

(掲示者の責務)

第11条 広告の内容に関する責任は、掲示者が負うものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、循環バスの有料広告の掲示について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市市内循環バス有料広告掲示取扱要綱(平成16年久喜市告示第74号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成29年3月24日告示第132号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年9月6日告示第430号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月30日告示第224号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第173号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

市内循環バス広告掲示申込書

年 月 日

久喜市長 あて

申込者 所在地  
名 称  
代表者氏名  
電話番号

次のとおり広告を掲示したいので、原稿（見本）を添えて申し込みます。

- 1 広告掲示目的
- 2 掲 示 種 類 車内額面広告（ 枚） 車外後部広告（ 枚）
- 3 掲 示 希 望 期 間 年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）
- 4 掲 示 希 望 車 両 2号車（東西連絡、野久喜・吉羽循環、久喜本循環、下早見循環及び東循環）  
3号車（久喜本循環、下早見循環、六万部・北中曾根循環及び除堀・所久喜循環）  
4号車（下早見循環及び除堀・所久喜循環）

様式第2号(第7条関係)

市内循環バス広告掲示決定通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった広告の掲示について、下記のとおり条件を付して掲示することに決定したので通知します。

記

- 1 広告の原稿 別添のとおり
- 2 広告の種類は、 とし、掲示期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 3 掲示車両は、 とする。
- 4 掲示料金は、 円とする。 年 月 日までに次の納入先に納入すること。

【納入先】

- 5 広告の原本に掲示料金を納入したことを証する書類を添えて、掲示の開始予定日の3日前(市の休日を除く。)までに提出すること。
- 6 掲示するバス車両が、運行上掲示することができない期間が生じても、市及び循環バス運行業務の事業者は一切の責任は負わない。

(留意事項)

- 1 申込みの内容と異なる広告の場合、掲示しないことがあります。
- 2 車内額面広告の掲示位置は指定できません。

様式第3号(第7条関係)

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



市内循環バス広告不掲示決定通知書

年 月 日付け市内循環バス広告掲示申込書につきましては、下記の理由により掲示できないことに決定いたしましたので通知します。

記

- 1 広告の原稿 別添のとおり
- 2 理由

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)